

新規路線就航促進チャーター支援事業補助金の概要

道内空港と海外を結ぶ定期航空路線の新規就航や拡充を促進するため、チャーター便を運航する航空会社に対して、予算の範囲内で補助金を支給します。

項目	双方向チャーターに対する支援	インバウンドチャーターに対する支援								
補助対象者	航空会社（本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者）	航空会社（本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者）								
補助事業	道内空港と海外を結ぶ定期便が就航していない路線において実施される国際チャーター便の運航（路線に新千歳空港を含む場合は、2往復以上運航すること）									
補助対象経費・補助率等	<p>◆道内旅行販売代理店への座席販売額</p> <p>・双方向チャーターのうちアウトバウンドのみ</p> <p>1席につき 2万円</p> <p>（1社当たり300万円を上限）</p>	<p>◆道内旅行販売代理店への座席販売額</p> <p>なし</p>								
	<p>◆乗員出張費及び機材待機関連費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4往復未満</th> <th>4往復以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗員出張費及び機材待機関連費</td> <td>1着陸当たり6万円</td> <td>1着陸当たり8万円</td> </tr> <tr> <td>乗員出張費（応援職員のみ）</td> <td>1着陸当たり3万円</td> <td>1着陸当たり4万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の額を上限とし、補助対象経費の2分の1以内 補助対象期間において、1社当たり50万円を上限</p> <p>※乗員出張費とは、航空会社が交代乗員や運航に係る応援職員を現地へ派遣するために必要な旅費及び現地滞在経費をいう。 ※機材待機関連費とは、航空会社が航空機を空港に停留させるために必要な経費をいう。</p>			4往復未満	4往復以上	乗員出張費及び機材待機関連費	1着陸当たり6万円	1着陸当たり8万円	乗員出張費（応援職員のみ）	1着陸当たり3万円
	4往復未満	4往復以上								
乗員出張費及び機材待機関連費	1着陸当たり6万円	1着陸当たり8万円								
乗員出張費（応援職員のみ）	1着陸当たり3万円	1着陸当たり4万円								

◆相談窓口

北海道総合政策部航空局国際航空グループ

（担当）三浦、伊東

Tel : 011-231-4111（内線 23-883、23-884）

